

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)について

(諮問第3142号)

<目次>

1	報告書	.....	1
2	申請概要	.....	33
3	審査結果	.....	54

- 別添 1 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)  
別添 2 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

令和3年※月※日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 三友仁志 殿

接 続 委 員 会  
主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

令和3年9月24日付け諮問第3142号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方(案)  
－加入光ファイバに係る接続メニューの追加等－

意見募集期間: 令和3年9月25日(土)～同年10月25日(月)(案件番号: 145209820)  
再意見募集期間: 令和3年10月29日(金)～同年11月11日(木)(案件番号: 145209830)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 7件(法人等: 4件、個人: 3件)

再意見提出者 6件(法人等: 5件、個人: 1件)

(敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	KDDI株式会社	東日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社	西日本電信電話株式会社
3	株式会社 オプテージ	KDDI株式会社
4	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会	ソフトバンク株式会社
5	個人A	株式会社 オプテージ
6	個人B	個人D
7	個人C	

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定光信号端末回線の接続メニュー変更について、提供条件の透明性・公平性・適正性が確保されることから賛同。</li> <li>● また、接続料の算定方法については、ビル屋上に新規設置されるものに係る接続メニューと同様の算定方法であることから、現時点において異論はない。</li> <li>● ただし、今後、特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が、加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つとみなされる状況となった場合、網使用料による算定を行うよう検討すべき。</li> </ul>	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定光信号端末回線は、受益者がその回線の敷設を要望された事業者に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいことや、回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望した事業者が網改造料として個別負担することが適当。</li> <li>● 賛同意見(一者)</li> </ul>	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)が申請した特定光信号端末回線の接続メニュー変更については、提供条件の透明性・公平性・適正性が確保されることから賛同します。</li> <li>○ また、接続料の算定方法については、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニュ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定光信号端末回線は、当社が利用する見込みがない設置場所において、事業者様のご要望に基づき、指定された設置場所まで新たに光ケーブル等の構築を行い、提供するものです。したがって、特定光信号端末回線については、受益者がその回線の敷設を要望された事業者様に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいと考えます。また、特</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定光信号端末回線の接続メニュー変更については、賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 接続料の算定方法に関しては、現時点においては、特定光信号端末回線について、基本的には、接続事業者ごとにケーブルを占有して利用する見込みであること等を踏まえれば、個別の事業者か</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>一と同様の算定方法であることから、現時点において異論はありません。</p> <p>○ ただし、今後、特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が十分に加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つとみなされる状況になった場合は、網改造料による算定を改めて、網使用料による算定にて提供を行うよう検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>定光信号端末回線は回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望された事業者様が網改造料として個別負担することが適当と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」における第五次報告書(案)への意見に対する考え方22にて総務省から「今後の特定光信号端末回線の利用実態を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東西殿において適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検討することが適当」と記載されています。左記の意見でも提案されている網使用料による算定を含め、今後の特定光信号端末回線の利用状況に応じて、より適切な算定方法への見直しが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>らその接続に要する費用の負担を求めるべきものとして網改造料として算定することが適当であると考えられます。</p> <p>○ ただし、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東日本・西日本において、適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見2</p> <p>● ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線は、自然災害に遭うリスクの高さ等の事情から、設備設置事業者にとって過度な負担となっていないか等を確認し、接続料の算定式等を柔軟に見直すことが望ましい。</p>	<p>再意見2</p> <p>■ ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線について、今後ルーラルエリア特有の個別事象等を把握した際には、必要に応じて接続料の算定式の見直しを検討していく考え。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線については、ルーラルエリア特有の個別事情等(自然災害に遭うリスクが高い等)が発生することから、設備設置事業者にとって過度な負担になっていないか等を確認の上、接続料の算定式等を柔軟に見直すことが望ましいと考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>	<p>○ ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線について、今後ルーラルエリア特有の個別事象等を把握した際には、必要に応じて接続料の算定式の見直しを検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、今後ルーラルエリア特有の個別事情を把握した際には、必要に応じて、接続料の算定式の見直しを検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3</p> <p>● ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイ</p>	<p>再意見3</p> <p>■ 特定光信号端末回線は、受益者がその</p>	<p>考え方3</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>バに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使用する一方、NTT東西のみに負担を強いることとなるため、自己設置事業者の投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲について、競争環境や設備設置事業者への負担等を注視し、必要に応じた見直しを含め検討することを要望。</p> <p>● ルーラルエリアの特定光信号端末回線の設備は、接続事業者のニーズに基づき新たに構築されるため、網改造料の算定式により算定することは、設備設置事業者の事業性の観点から適当。</p>	<p>回線の敷設を要望された事業者に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいことや、回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望した事業者が網改造料として個別負担することが適当。</p>		
<p>○ ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことになり、NTT 東西殿のみに負担を強いることとなります。そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT 東西殿から借りる」方が有利となり、NTT 東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲については、競争環境や設備設置事業者への負担等を引き続き注視いただき、必要に応じて見直しも</p>	<p>○ 特定光信号端末回線は、当社が利用する見込みがない設置場所において、事業者様のご要望に基づき、指定された設置場所まで新たに光ケーブル等の構築を行い、提供するものです。したがって、ご指摘の通り、特定光信号端末回線については、受益者がその回線の敷設を要望された事業者様に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましく、また、回線毎に敷設する距離や工程が異な</p>	<p>○ 御意見の一点目に関しましては、NTT東日本・西日本がフレキシブルファイバの提供に利用している光ファイバは、利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備であり、電気通信事業法第33条に規定する第一種指定電気通信設備となるため、接続ルールの対象となると整理されているものと承知しています。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>含めご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ 今般申請された新たな接続メニューにおけるルーラルエリアの個別設備区間(特定光信号端末回線)の設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者のニーズに基づき NTT 東西殿において新たに構築するものです。このことから当該接続事業者に個別の費用負担を求める「網改造料の算定式」により算定することは、設備設置事業者の事業性の観点から適当であると考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>	<p>ることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望された事業者様が網改造料として個別負担することが適当と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ フレキシブルファイバに係る接続メニューの新設に関しても、第一種指定電気通信設備接続料規則第1条に規定されているとおり、接続料は適正原価に加えて適正利潤を含めて設定することができるものであり、実際、本件の接続約款案においても、適正原価に適正利潤を加えた接続料が設定されているものと承知しておりますので、フレキシブルファイバを接続として提供する場合にあっても、御指摘のような「NTT東西のみに負担を強いる」ことにはならないと考えます。</p> <p>○ なお、フレキシブルファイバとして提供が想定されている設備のうち、「局内設備」と「既設設備区間」の設備は、基本的に既設の設備であるにもかかわらず、「局内設備」と「既設設備区間」の設備は接</p>	



意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>続料原価と大きく乖離した料金設定となっており、「接続料の算定等に関する研究会」において、卸先事業者から、この料金設定が高いとの指摘があったものと承知しています。</p> <p>○ 一方で、総務省においては、フレキシブルファイバに係る接続メニューの導入後の状況も含め、事業者間の競争環境を注視し、必要に応じて対応を検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 御意見の二点目につきましては、現時点においては、特定光信号端末回線について、広く共用されることが見込まれているものではなく、個別の事業者からその接続に要する費用の負担が求められるべきものとして網改造料として算定することが適当であり、今般のNTT東日本・西日本からの接</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>続約款変更認可申請案への賛同の御意見として承ります。</p>	
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定光信号端末回線の接続の申込みの受付のために新たに整備されるシステムの開発費は接続料金に追加され、接続メニューを利用する事業者が特定光信号端末回線数で按分負担することと認識。これが高額である場合、卸役務からの接続への移行による料金低廉化の効果が減殺されてしまう恐れがあるため、当該システム開発における費用対効果、使用の合理性について、総務省において検証を行うことを希望。</li> <li>● 特定光信号端末回線に係る受付システム等の設備にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該システムの開発にあたり、事前に接続事業者と仕様に関する十分な議論を行い、可能な限り接続事業者の意見を反映すること。</li> <li>・ 最小限のコストでのシステム構築を検討すること。</li> <li>・ システム開発費用を可及的速やかに提示すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>の3点に留意の上、NTT東西を中心に検討が進められるべき。</p>	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定光信号端末回線の接続の申込み受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムの開発については、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところ。</li> <li>■ 当該開発に係る仕様及び概算費用については、検討が整い次第、速やかに事業者に提示していく考え。</li> </ul>	<p>考え方4</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 特定光信号端末回線の接続の申し込みの受付を行うために新たに整備されるシステムの開発費は、「特定光信号端末回線管理機能」の接続料金に追加され、接続メニューを利用する事業者が特定光信号端末回線数で按分負担することと認識しています。仮に、システム開発費が高額である場合、卸電気通信役務に比べて新たな接続メニューにて低廉な料金で利用できるようになったにも関わらず、料金低廉化の効果が減殺されてしまう恐れがあるため、総務省においては当該システム開発における費用対効果、仕様の合理性について検証を希望します。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 特定光信号端末回線に関する正式な受付システム等の整備にあたっては、以下 3 点について留意のうえ、NTT 東西殿を中心に検討が進められるべきと考えます。</p> <p>① 当該システムの仕様は接続事業者の社内業務設計にも影響することから、開発にあたっては、事前に接続事業者とも十分議論を行い、可能な限り接続事業者の意見も反映すること</p>	<p>○ 特定光信号端末回線の接続の申し込み受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムの開発については、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところ です。</p> <p>○ なお、当該開発に係る仕様及び概算費用については、当社の検討が整い次第、速やかに事業者様に提示していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分に考慮しながら、受付や設備管理等のためのシステムに関して、可能な限り低廉な費用で開発するとともに、接続事業者に対して、仕様や費用について速やかに提示できるよう、検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>② 接続事業者の負担が過度にならないように、最小限のコストでのシステム構築を検討すること</p> <p>③ システム開発にかかる費用を可及的速やかに提示すること</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>			
<p><b>意見5</b></p> <p>● 事業者間の共用範囲については、今回の新たな接続メニューを利用する事業者間だけでなく、NTT東西の設備利用部門の提供するサービスとの間においても、不要な二重引きによる光ファイバ設備の構築を発生させない等の設備効率性の観点から、事業者間で共用できるスキーム実現に向けた検討を希望。</p>	<p><b>再意見5</b></p> <p>■ 光提供エリア外等において、卸電気通信役務として提供するフレキシブルファイバ等のサービスについては、光ケーブル内の空き芯線を含めた全ての設備を専有してご利用いただけることを前提に、利用者が当該設備に関する構築費用を利用開始時に全額負担しているものであるため、特定光信号端末回線と設備を共用することは困難。</p> <p>● KDDIの意見に賛同。加入ダークファイバエリアの拡大等においては、特定光信号端末回線の空き芯線や特定光信号端末回線で構築した基盤設備を積極的に利用すべき。</p>	<p><b>考え方5</b></p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 事業者間の共用範囲については、今回の新たな接続メニューを利用する事業者間だけではなく、新たな接続メニューと NTT 東・西の設備利用部門の提供するサービス間においても、不要な二重引きによる光ファイバ設備の構築が発生しない等の設備効率性の観点から、事業者間で共用できるスキーム実現に向けた検討を希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 当社の光提供エリア外等において、当社が卸電気通信役務として提供するフレキシブルファイバ等のサービスについては、ご利用者に光ケーブル内の空き芯線を含めた全ての設備を専有してご利用いただけることを前提に当該設備に関する構築費用を利用開始時に全額ご負担いただいているものであるため、特定光信号端末回線と設備を共用することは困難と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿(以下「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>○ KDDI 殿の意見にあるような、不経済かつ非効率な運用を避けるためにも、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入ダークファイバエリアの拡大等においては、特定光信号端末回線の空き芯線や特定光信号端末回線</p>	<p>○ 本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東日本・西日本においては、接続事業者からの要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が可能となるスキームの実現可能性について、必要に応じて検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>で構築した基盤設備を積極的に利用すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近傍の特定光信号端末回線の有無をNTT東日本・西日本のシステム上で開示されることで、接続事業者からの設備調査依頼の数が減少し、双方の稼働削減につながると考えられ、事後共用における設備の特定方法について賛同。</li> <li>● 特定光信号端末回線の利用に関する情報は、接続事業者にとって重要機密事項を含むため、NTT東西においては、接続約款第47条の守秘義務規定を遵守するとともに、機密情報の管理を徹底してもらいたい。</li> </ul>	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定光信号端末回線が收容される光ケーブルの共用により、接続事業者の負担軽減及び設備構築・維持の効率化を図っていく観点から、事後的に特定光信号端末回線が收容される光ケーブルを他の接続事業者と共用するために必要な情報として、既に敷設されている特定光信号端末回線に係る「通番(回線ID)」「收容局」「設置場所住所(町丁目)」を開示する考え。</li> <li>■ 特定光信号端末回線に係る情報についても他の接続関連情報と同様に、接続約款第47条に基づき適切に管理していく考え。</li> </ul>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 事後共用を要望する事業者が近傍の特定光信号端末回線の有無を NTT 東西システム上で開示することで、接続事業者から NTT 東・西への設備調査依頼の</p>	<p>○ 当社は、特定光信号端末回線が收容される光ケーブルの共用により事業者様の負担軽減及び設備構築・維持の効率化を</p>	<p>○ 事後共用における設備の特定方法について、賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>数が減少し、双方の稼働削減につながると考えており、今般、認可申請された事後共用における設備の特定方法について賛同いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ NTT 東西殿の認可申請の内容に賛同します。特定光信号端末回線利用に関する情報は接続事業者にとっては重要機密事項を含むため、NTT 東西殿の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款第47条に規定の守秘義務規定を順守するとともに、機密情報の管理を徹底いただきたいと思います。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>図っていく観点から、事後的に特定光信号端末回線が収容される光ケーブルを他の事業者様と共用するために必要な情報として、既に敷設されている特定光信号端末回線に係る「通番(回線ID)」「収容局」「設置場所住所(町丁目)」を開示する考えです。</p> <p>○ なお、特定光信号端末回線に係る情報についても他の接続関連情報と同様に、接続約款第47条に基づき適切に管理していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、事後共用のために必要な情報として、既に敷設されている特定光信号端末回線に係る情報をNTT東日本・西日本のシステム上で開示するに当たって、接続約款における守秘義務規定の遵守や、機密情報の管理を徹底することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見7</p> <p>● フレキシブルファイバにおける卸役務から接続に移行する際の手続き等については、移行費用の最小化や、接続事業者に係る手続き及び運用方法の負担が低減できるよう検討を進めることを希望。</p>	<p>再意見7</p> <p>■ 卸から接続への移行については、接続事業者の費用負担が必要最低限となるように検討を進めているところであるものの、特定光信号端末回線の受益者がそ</p>	<p>考え方7</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 事業者側で当該移行に係る費用負担が発生する場合、必要最小限の費用での移行を実現するとともに、接続事業者側の予見性を高める観点から、可能な限り早期に移行費用の概算額を提示することを希望。</p>	<p>の回線の移行を要望した事業者に限られることから、発生する費用については受益者となる当該事業者負担してもらいたいと考えている。</p> <p>■ 移行に伴い当社の回線管理に係るシステムへの登録のために必要となる費用の概算額については、登録の対象となる回線数によって変動することから、移行対象回線を受付開始し、回線数を当社が把握次第、速やかに検討のうえ事業者へ提示する考え。</p>		
<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」における第五次報告書(以下、報告書)において、2021年5月28日にNTT東・西から総務省への報告内容として「卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担又は最小限の移行費用で移行可能とする」という記載があり、加えて、報告書への意見に対する考え方 24 にて総務省から「現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、卸役務で利用している回線IDを継続利用できるようにするなど、接続事業者の負担を可</p>	<p>○ 卸電気通信役務でご利用いただいている回線の接続メニューへの移行については、事業者様の費用負担が必要最低限となるように当社において検討を進めているところですが、特定光信号端末回線の受益者がその回線の移行を要望された事業者様に限られることから、発生する費用については受益者となる当該事業者様にご負担いただきたいと思います。</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分に考慮しながら、現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、接続事業者の費用負担及び運用上の負担を可能な限り低減できるよう、検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>



意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>能な限り低減できるよう、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当」と記載がある通り、弊社としても可能な限り移行費用の最小化および接続事業者に係る手続き及び運用方法の負担低減となることを希望いたします。</p> <p>○ また、事業者側で移行に係る費用負担が発生する場合、予見性を高める観点から、NTT 東・西においては、新たな接続メニューへの移行の受付開始前、可能な限り早期に接続事業者への移行費用の概算額を提示することを希望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ フレキシブルファイバの卸から接続への移行に係る費用については、接続事業者への過度な負担とならないよう、必要最小限の費用での移行を実現すべきと考えます。また、移行に係る各接続事業者の費用負担額について、可及的速やかに接続事業者へ提示すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ なお、移行に伴い当社の回線管理に係るシステムへの登録のために必要となる費用の概算額については、登録の対象となる回線数によって変わることから、移行対象回線を受付開始し、回線数を当社が把握次第、速やかに検討のうえ事業者様へご提示する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ また、費用負担の額についても、可及的速やかに接続事業者へ提示できるよう、検討・対応を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p><b>意見8</b></p> <p>● 特定光信号端末回線に係る接続メニューの追加に賛</p>	<p><b>再意見8</b></p> <p>■ 特定光信号端末回線に係る提供条件、</p>	<p><b>考え方8</b></p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>同。</p> <p>● 接続メニュー追加後においては、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないか、総務省において取引条件の確認・検証が行われることを希望。</p>	<p>料金については、接続約款で定めることとしており、当該条件により全ての事業者に等しく提供することから、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはない。</p> <p>■ また、2020年1月に総務省に報告したとおり、卸役務で提供しているフレキシブルファイバについても、特定の事業者を特別に優遇することなく、各事業者に対して同様の契約内容にて提供している。</p> <p>■ フレキシブルファイバの提供状況については、今後も必要に応じて自主的に総務省に報告していく考え。</p> <p>● 賛同意見(一者)</p>		
<p>○ これまで、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東・西」という。)は、既設設備が存在しない場所において個別に光ファイバ設備を設置した場合は、卸電気通信役務としてフレキシブルファイバを提供していましたが、今般の接続約款の変更認可申請においてビル屋上向けに加えて、ルーラルエリアに設置されるフレキシブルファイバに</p>	<p>○ 特定光信号端末回線に係る提供条件、料金については、接続約款で定めることとしており、当該条件により全ての事業者様に等しく提供することから、特定の事業者様が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはありません。</p> <p>○ また、2020年1月に総務省殿に契約書等</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、特定光信号端末回線や、卸役務で提供しているフレキシブルファイバに係る取引条件の公平性を担保することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ついて「特定光信号端末回線」として接続メニューを追加し、接続事業者に対して敷設済みのフレキシブルファイバについても特定光信号端末回線への移行が可能となりました。これにより、接続事業者は、特定光信号端末回線を、NTT 東・西の局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について一気通貫で利用できる利便性が維持されること、接続約款に規定されることで提供料金及び提供条件等の透明性・公平性・適正性が確保されることから、特定光信号端末回線の接続メニュー追加について賛同します。</p> <p>○ ただし、接続メニュー追加後においては接続と卸が併存することになるため、より公平性を高める観点から、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか、引き続き総務省において取引条件の確認・検証が行われることを希望します。 (KDDI株式会社)</p>	<p>について報告している通り、卸役務で提供しているフレキシブルファイバについても、特定の事業者様を特別に優遇することなく、各事業者様に対して同様の契約内容にて提供しております。</p> <p>○ なお、フレキシブルファイバの提供状況について、今後も必要に応じて自主的に総務省殿に報告していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 特定光信号端末回線の接続メニューの追加は提供条件の公平性・透明性確保に資するものですが、卸役務の場合はその提供条件が公表されないことから、一部の事業者に対して有利な条件が設定されるおそれがあります。事業者間の公平性をより確実にするためにも、総務省殿においては、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか、確認・検証の実施が必要と考えます。ま</p>	<p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセスや、NTT東日本・西日本からの報告等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>た、実施された確認・検証に関しては、透明性確保の観点から、確認のプロセスや検証結果を可能な限り開示することを希望します。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p><b>意見9</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に、ルーラルエリアにおける特定光信号端末回線の構築において新設された電柱等の基盤設備の存在を考慮しない場合、伝送ルートの二重化といった不経済かつ非効率な運用が想定される。</li> <li>● NTT 東日本・西日本においては、加入ダークファイバのエリア拡大の設計等において、当該基盤設備を積極的に活用することを検討すべき。</li> </ul>	<p><b>再意見9</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 加入ダークファイバの提供エリア拡大等において、引き続き効率的に設備投資を行っていく考え。</li> <li>■ 特定光信号端末回線で構築した基盤設備の利活用についても、必要に応じて検討を進めていく考え。</li> <li>● 賛同意見(一者)</li> </ul>	<p><b>考え方9</b></p>	
<p>○ 特定光信号端末回線は接続事業者の要望により構築されるものですが、特にルーラルエリアでの構築においては電柱等の基盤設備を新規構築する場合があります。物理的には、加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に当該基盤設備を利用可能である理解ですが、一方で、加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に当該基盤設備を考慮しない場合、ある地点への</p>	<p>○ 当社は、加入ダークファイバの提供エリア拡大等において、引き続き効率的に設備投資を行っていく考えです。</p> <p>○ 今後、加入ダークファイバの提供エリア拡大に際し、特定光信号端末回線で構築した基盤設備の利活用についても、必要に応じて検討を進めていく考えです。</p>	<p>○ 本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東日本・西日本においては、接続事業者からの要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が可能となるスキームの実現可能性</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>伝送ルートが加入ダークファイバ・特定光信号端末回線で二重化されるケースも考えられ、例えば電柱が複数並び立つような状況も想定されます。</p> <p>○ このような不経済かつ非効率な運用を避けるためにも、NTT 東西殿においては、加入ダークファイバのエリア拡大の設計等において、特定光信号端末回線で構築した基盤設備を積極的に活用することを検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見の通り、今後加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に特定光信号端末回線に係る基盤設備を利用できる場合においては、設備収容・設備運用等の効率性による観点から、当該基盤設備の積極的利用について、検討することが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>について、必要に応じて検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p><b>意見 10</b></p> <p>● 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引き込み先が加入ダークファイバの提供エリアとなる場合に、当該特定光信号端末回線の廃止及び加入ダークファイバの新設を行うと、回線の撤去など、設備・時間・人員・費用面で本来不要なコストが生じることから、加入ダークファイバへの切り替えについては、通信業界全体のコスト削減のために、より経済的かつ簡易なスキームを検討すべき。</p>	<p><b>再意見10</b></p> <p>■ 特定光信号端末回線は占有設備であるため、当該設備から加入ダークファイバへの切り替えを希望する場合、当該設備の利用を中止し、接続約款の規定に基づき、利用中止費を請求し、設備を撤去する考え。</p> <p>■ 事業者の要望芯線数に基づき選定した光ケーブルを用いることから、加入ダークファイバの提供エリアにおける一般的な光ケーブルと比べ少芯であり利活用は難し</p>	<p><b>考え方10</b></p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>いと想定されるが、効率的な設備構築に寄与するのであれば利活用について今後検討していく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 賛同意見(一者)</li> <li>● 通信業界全体のコスト削減のために、特定光信号端末回線の加入ダークファイバへの切り替えを、経済的かつ簡易な切り替えスキームを検討することは一定の理解ができる。</li> <li>● 他方で接続事業者のニーズに基づいて構築した設備を早々に加入ダークファイバに切り替える場合、構築したコストが未回収となるおそれがあるため、設備設置事業者の投資コストの回収が困難とならないよう留意して切り替えスキームを検討することが重要。</li> </ul>		
<p>○ 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引き込み先が事後的に加入ダークファイバ提供エリアとなる場合があります。この場合、接続料がより廉価な加入ダークファイバの利用ニーズが生じますが、特定光信号端末回線</p>	<p>○ 特定光信号端末回線は、事業者様要望に基づき構築し、事業者様が専有的にご利用いただく設備であることから、特定光信号端末回線を構築後、当該設備の設置場所が事後的に加入ダークファイバの提</p>	<p>○ 本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東日本・西日本においては、接続事業者からの要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>を加入ダークファイバに切り替えるには、第 38 回接続料の算定等に関する研究会(2020 年 11 月 24 日)において、弊社がフレキシブルファイバに関して発表した内容と同様に、特定光信号端末回線であっても、既存の特定光信号端末回線を物理的に撤去したうえで、新たに加入ダークファイバを引き込む必要があります。</p> <p>○ このような運用は、同一設置場所に対して回線を廃止・新設することにより、設備・時間・人員・費用面で本来不要なコストを生じさせることから、通信業界全体のコスト削減のためには、特定光信号端末回線から加入ダークファイバへの切り替えをより経済的かつより簡易に実現するスキームを検討すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>供エリアとなり、事業者様が加入ダークファイバの利用を希望されるときには、専有設備である特定光信号端末回線の利用を中止いただき、当社は接続約款の規定に基づき、利用中止費を請求し、撤去する考えです。</p> <p>○ なお、事業者様要望に基づき構築した設備については、事業者様の要望芯線数に基づき選定した光ケーブルを用いることから、加入ダークファイバの提供エリアにおける一般的な光ケーブルと比べ少芯であり利活用は難しいと想定されるものの、当社としては効率的な設備構築に寄与するのであれば利活用について今後検討していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見の通り、今後事後的に加入ダークファイバエリア内となる場合においては、設備収容・設備運用等の効率性による観点から、加入ダークファイバへの簡</p>	<p>可能となるスキームの実現可能性について、必要に応じて検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>便かつ経済合理的である切替方法等について、検討することが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 事後的に加入ダークファイバ提供エリア内となった特定光信号端末回線の加入ダークファイバへの切り替えについて、通信業界全体のコスト削減のために、経済的かつ簡易な切り替えスキームを検討することは一定の理解ができるところです。</p> <p>○ 他方で接続事業者のニーズに基づいて構築した特定光信号端末回線の設備を早々に加入ダークファイバに切り替える場合、構築したコストが未回収となるおそれと考えられます。この点、設備設置事業者の投資コストの回収が困難とならないよう留意して切り替えスキームを検討することが重要であると考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>		
意見 11	再意見11	考え方11	



意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口が少ない地域に敷設される光ファイバの多くをフレキシブルファイバとする場合、都市部と過疎地で光ファイバの利用料金に大きな差が生じることから、NTT東西の光提供エリアの拡大のインセンティブが減退する可能性があることに加え、フレキシブルファイバのみで日本全国に光回線を提供することには無理がある。これは地方の振興に悪影響をもたらすため、光ファイバについてもユニバーサルサービス化を目指すことが望ましい。</li> <li>● フレキシブルファイバについては、回線数、類型ごとの回線数その他基本情報が公になっていないため実態が把握できない。今後、光ファイバ整備の在り方を検討するために必要な情報を研究会や接続約款の変更認可申請等の場で公にしていくことを要望。</li> <li>● フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定光信号端末回線に係る提供条件等の情報については接続約款で定め、今後も当該約款の変更認可申請を通じて、開示していく考え。</li> <li>■ 卸電気通信役務の提供条件の明確化を図るため、事業者向けホームページにおいて、契約書の雛型や納期・概算額の標準的な回答期間を明確化する考え。</li> <li>■ フレキシブルファイバの提供状況について、これまでとおり、必要に応じて自主的に総務省に報告していく考え。</li> <li>■ 今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考え。</li> <li>● フレキシブルファイバの接続化の議論と光ファイバ整備やユニバーサルサービスの議論とは、その目的や趣旨が異なることから、分けて議論・検討するべき。</li> <li>● 都市部と地方の料金格差の固定化を防ぐためにも、NTT東西は、以下の検討をすべき。</li> </ul>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入ダークファイバエリアの拡大時等における、特定光信号端末回線の空き芯線や基盤設備の積極的利用</li> <li>・ 加入ダークファイバ提供エリア外で構築した特定光信号端末回線の引き込み先が、事後的に光提供エリアとなり、事後的に特定光信号端末回線を加入ダークファイバに切り替える場合の、設備・時間・人員・費用面で経済的かつより簡易に実現するスキーム</li> </ul>		
<p>○ 光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。人口が少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフレキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることとなります。また、フレキシブルファイバにより光ファイバが敷設された地域では、NTT 東西にとって本来の光エリアの拡大のインセンティブが減退する可能性があります。また、そもそもフレキシブルファイバのみで日本全国をカバーするには無理があります。</p>	<p>○ 特定光信号端末回線に係る提供条件等の情報については、接続約款で定めることとしており、今後も接続約款の変更認可申請を通じて、開示していく考えです。</p> <p>○ また、卸電気通信役務の提供条件の明確化を図る観点から、2020年11月に開催された第38回接続料研究会において表明したとおり、事業者向けホームページにおいて、契約書の雛型や納期・概算額の標準的な回答期間を明確化する考えです。</p> <p>○ 上記に加え、当社としてはフレキシブル</p>	<p>○ 御意見の光提供エリアに関する御懸念については、フレキシブルファイバに係る接続メニューが提供可能になったことで必ず生じるといった性質ではないものの、懸念されるような状況が生じていることがあれば、総務省において、必要な対応について検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 光ファイバについてもユニバーサルサービスを目指していくことが</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ これは地方の振興にとって悪影響になることから、本来的には光ファイバについてもユニバーサルサービスを目指していくことが望ましいと考えます。その上、現在フレキシブルファイバについては、回線数、類型ごとの回線数(エンドユーザ宅提供、携帯電話基地局向けなど)、その他基本的な情報が公になっていないため実態が把握できません。今後、光ファイバ整備の在り方を検討するために必要な情報を研究会や約款申請などの場で公にいくよう要望します。</p> <p>○ いずれにしても、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。 (一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>ファイバの提供状況について、これまでとおり、必要に応じて自主的に総務省殿に報告していく考えです。</p> <p>○ なお、当社としては、今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今般のフレキシブルファイバの接続化はMNOのニーズに基づいた5G展開等の促進を目的とする専用設備に対する接続制度と理解しております。他方FTTHのための光ファイバ整備や現在ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会で検討されている有線ブロードバンドのユニバーサルサービス化とはその目的や趣旨が違うため、フレキシブルファイバの接続化の議論と光ファイバ整備やユニバーサルサービスの議論とは分けて議論・検討するべきと考えます。 (株式会社 オプテージ)</p>	<p>望ましいとの御意見については、本約款変更案とは趣旨が異なりますが、現在「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」において議論されているものと承知しております。</p> <p>○ また、特定光信号端末回線に係る提供条件等の情報や、卸として提供されるフレキシブルファイバの提供状況についても、引き続き、総務省において、今後の接続約款の認可プロセスや、NTT東日本・西日本からの報告等を通じて確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、再意見のあった、特定光信号端末回線や基盤設備の利活用についての考え方は、考え方9</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>○ 都市部と地方の料金格差の固定化を防ぐためにも、NTT東西殿においては、例えば以下のような検討を実施すべきと考えます。</p> <p>① 加入ダークファイバエリアの拡大時等における、特定光信号端末回線の空き芯線や特定光信号端末回線で構築した基盤設備の積極的利用</p> <p>② 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引き込み先が事後的に加入ダークファイバ提供エリアとなり、事後的に特定光信号端末回線を加入ダークファイバに切り替える場合に、設備・時間・人員・費用面で本来不要なコストを回避することで通信業界全体のコストを削減し、切り替えをより経済的かつより簡易に実現するスキーム (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>及び10において示しているとおりです。</p>	
意見 12	再意見12	考え方12	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>▲ 本約款変更の実施期日について、認可後「速やかに実施」とされている点について、このような曖昧な表現を認めるべきではない。</p>			
<p>○ 新旧対照表等(NTT東日本)          新旧対照表等(NTT西日本)          1 ページ目          「実施期日 認可を受けた後、速やかに実施します。」</p> <p>この曖昧な表現は認めるべきではない。          「迅速」でもなく「至急」でもなく「速やか」を使った理由を説明してもらってほしい。          (個人A)</p>		<p>○ 表記の修正までは不要と考えますが、NTT東日本・西日本においては、御意見を踏まえ、認可があった際には、改正後の接続約款を迅速に施行することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見 13</p> <p>▲ 接続申込者については、不適切な事業者が接続しないように、電気通信事業法第 9 条の登録電気通信事業者といった限定をすべき。</p> <p>▲ 現場の状況が全てわかるわけではないので、ネットワークカメラ等を用いて立ち会うことはあまり望ましくない。</p>	再意見13	考え方13	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 以下、意見をを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 第3章 協定の締結手続き等</li> <li>&gt; 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み</li> <li>&gt; 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き</li> </ul> <p>国民としては、接続申込者、事業者について、電気通信事業法第9条の登録電気通信事業者、というような限定が無いのが気になるのであるが、不適切な事業者が入らないようにするため、入ってこないようにするために、その様な限定は、一応行っておくべき、あるべきものと思われるので、事業者についてその様な限定の記述を追加するようにはしていただきたいと考える。</p> <p>(一応述べておくと、相手を登録電気通信事業者と限定しない場合、一般的な建物における光ファイバ通信の設備の安全性について、各所で多くの問題が発生してくるため(この協定の記述の存在を根拠に、不適切な事態について肯定しようとしてきたり、問題事態の誤魔化しに用いてこようとしたりする者達がいるであろう(におわされるだけで問題事態の調査をしようとする者は各所に聞き取りを行わなければならない)となったりするのであるが(そして機密を理由に質問への</p>		<p>○ 接続約款における「接続申込者」とは、第3条「用語の定義」において、NTT東日本・西日本の「指定電気通信設備との接続の申込みを行う電気通信事業者」とされているところ、この「電気通信事業者」については、同条において「電気通信事業法第9条の登録を受けた者」又は「同法第16条第1項の届出を行った者」に限定されているものと承知しています。</p> <p>○ また、接続約款第22条に規定されている事由に該当する事業者からの接続申込みについては、NTT東日本・西日本はそれを拒否することができるものと承知しています。</p> <p>○ ネットワークカメラ等を用いた立会いに関する御意見については、NTT東日本・西日本において、</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>回答を断られたりする。)、その様な時間稼ぎが行えるだけでも望ましくない者達には利益であったりするものである。)。組織的犯罪者等との通謀もするような不良の様な望ましくない建物管理者や入居者、各種事業者等というのはいまだに存在するものである。)、その様な限定の記述があるべきと考える。)</p> <p>○ なお、もし設備の共用が存在する事になるのであれば、その場合は、誰からの照会であっても(又は利害関係者(単なる入居者・建物利用者を含む。場合によるのではあるが、これらも利害関係者であるはずである。))からの照会に対し)、その事についての回答を行うようにしていただきたい。(そのようにする事で、国の電気通信における公正性・安全性がより守られる事になると考える。)</p> <p>○ &gt;第 10 章 料金等  &gt;第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い  ネットワークカメラ等を用いて立ち会う事についてはあまり望ましくないと考えるのであるが(視界外で問題ある作業をしていたり、あるいはカメラからでは分かり</p>		<p>適切な運用が行われるよう、対応することが適当と考えます。</p> <p>○ そのほかの御意見については、必ずしも趣旨が明確ではありませんが、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>にくい所で問題ある事をしていたりする可能性がある ので(カメラで撮影している場所が別の場所だったり するかもしれない)。現場で立ち会えば、より現場状 況についてよく分かり、また問題ある動きもしにくい はずであるが、ネットワークカメラなどではどうし ても確認が疎かになりがちであると思われる。)、指 定あるいは一時的貸与のネットワークカメラを用い、 またその機器一式において GPS 及び無線通信(使 用するかどうかはともかく、現場の状況確認に用い れるものではあるはずである。)について有効であ るようなものであるのであれば、多少の望ましさ が加わるのではないかとと思われる。</p> <p>○ ただし、基本としては、立会者による現地 での立会いが行われるようにされたい(なお、こ こで立会者が胸ポケット等にカメラを装備して いると良いと考える。)。国民としては、その 方が安全であると考え、立会者の立会いを行 うのに必要となる様な費用の負担は、申し込 みを行うような事業者には十分負担可能な はずであると考え。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>(個人B)</p>			



意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 14</p> <p>▲ 民間企業であるため、できる限り政府の力を借りずに手続きを実施すべき。</p>	<p>再意見 14</p>	<p>考え方 14</p>	
<p>○ 民間企業であるため、できる限り政府の力を借りずに手続きを実施するべきであると思う。</p> <p>(個人C)</p>		<p>○ 必ずしも御意見の趣旨が明確ではありませんが、電気通信事業法第33条第1項の規定により、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるNTT東日本・西日本は、接続約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないこととされているものと承知しています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 15</p>	<p>再意見 15</p> <p>▲ 卸方式から接続方式に変わることで、消費者の負担減にもつながるのであれば賛成。</p>	<p>考え方 15</p>	
	<p>○ 卸方式から接続方式に変わることで、消費者の負担減にもつながるのなら、賛成です。</p> <p>(個人D)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

**東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の  
認可申請に関する説明  
(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)**

**令和3年11月**

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

## 2. 申請年月日

令和3年9月16日(木)

## 3. 実施予定期日

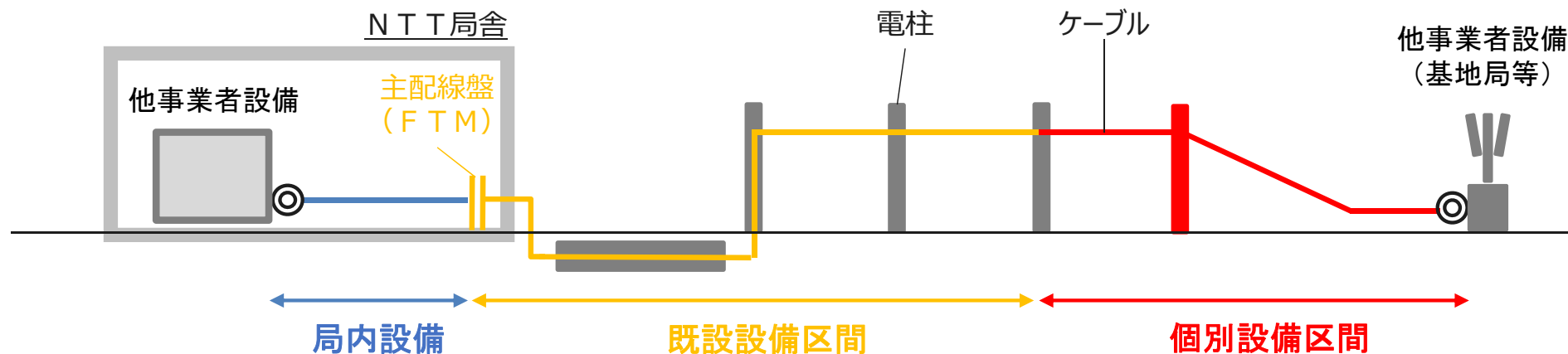
認可後、速やかに実施

## 4. 主旨

加入光ファイバ(特定光信号端末回線)に係る接続メニューの追加等

- NTT東日本・西日本では、これまでフレキシブルファイバという名称で、携帯電話事業者等に対し、既設設備が存在しない場所において、個別に光ファイバ設備を設置し、既設設備区間の光ファイバ設備と組み合わせて提供する卸電気通信役務を提供してきた。
- ※ ① NTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等、NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものと、② NTT東日本・西日本の光エリア外(ルーラルエリア)において新たに設備を構築して役務提供するものの2つに大別される。
- しかし、令和3年2月24日開催の「接続料の算定等に関する研究会」(以下「接続料研究会」という。)において、卸電気通信役務ではなく、接続による提供を求める事業者の要望等を踏まえ、接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うことを求める方針が示されたところ。
- この方針を踏まえ、NTT東日本・西日本から、まずビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年5月24日に接続約款の変更認可申請が行われ、7月30日に認可された。
- 今般、さらにルーラルエリアに新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューを追加するとともに、事業者間での共用に係る手続及び卸から接続への移行に係る料金や手続を整備するために接続約款の変更認可申請が行われたもの。

## ■フレキシブルファイバの概要図



## 第2章 フレキシブルファイバに求められる対応

### 2. 接続で取り扱う範囲の明確化

#### (3) 考え方

2021年5月28日にNTT東日本・西日本から、事業者間で協議を行った上で、実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期等について総務省に対して以下の(1)から(5)までのとおり報告があり、本研究会においてこれについて議論を行った。

(1)ビル屋上等のフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設

(略)

#### (2) ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設

- 各事業者とさらなる協議を行った上で、2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定((2)～(4)を同時に申請)している。
- 接続拒否事由に該当するか否かについて、卸役務で提供不可の設置場所については、接続でも同様に提供が困難であり、接続拒否事由として「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」を接続約款に規定する。
- ルーラルエリアに設置する場合の保守・故障修理作業の実態を調査し、NTT東日本・西日本の光エリア内と差分がある場合には接続料金に反映する。

※下線は事務局において付したものを。

### (3)卸役務から接続への移行

- ・ 2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定している。
- ・ 加入光ファイバとの一体的な申込みのため受付体制・システムを準備している。
- ・ 必要最小限の費用で卸役務から接続に移行できるよう、移行を希望する回線の申込みを一定期間内に受け付け、一括で移行する想定である。
- ・ 卸役務で提供されるビル屋上等のフレキシブルファイバ(2021年4月1日より前に申込みがあったもの)及びルーラルエリアのフレキシブルファイバについて、接続への移行の申込みが遅滞なく行われた場合には、2021年6月1日から接続に移行するまでの間の卸料金と接続料相当の料金額の差額を遡及精算する。
- ・ 卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担(ビル屋上等は2021年4月1日以降に申込みのあった回線、ルーラルエリアは2021年6月1日以降に申込みのあった回線)又は最小限の移行費用(前述の申込み日より前に申込みのあった回線)で移行可能とする。

### (4)接続における複数事業者の設備共用

- ・ 2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定している。
- ・ 接続メニューでは、より事業者間での共用を促進するため、全ての事業者間で共用可能にすることを前提に、事業者間で協議を進め、7月中を目途に認識を合わせていく。
- ・ 協議では、新規に設置する回線の共用ルールから検討することを提案しており、今後具体的な運用フローや費用按分方法等について速やかに協議を実施する。

### (5)加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続

(略)

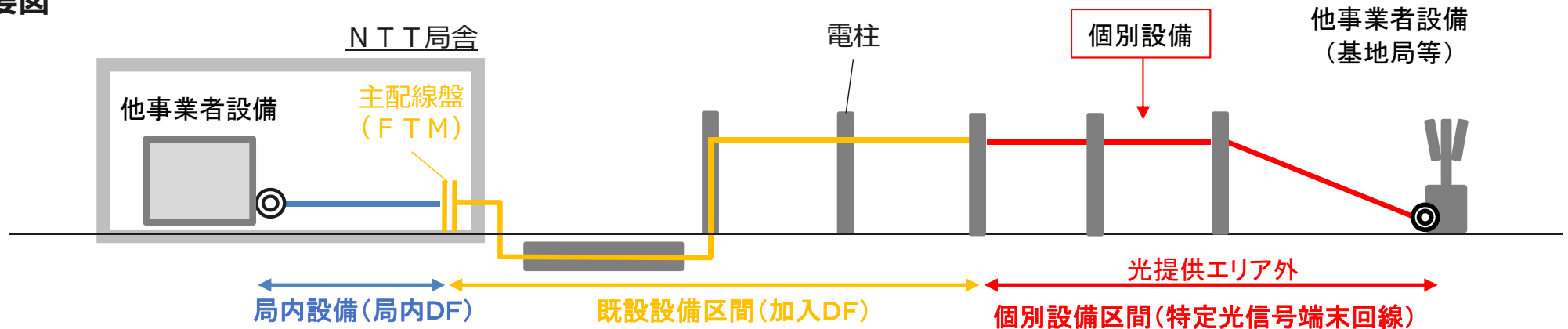
総務省においては、これらのNTT東日本・西日本から報告があった内容に関する対応状況を、接続約款の認可プロセス等を通じて確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当である。

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. その他の約款変更事項

# 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料の概要

- 今般申請のあった新たな接続メニューは、令和3年7月30日認可済の「光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)」とは異なり、**光提供エリア外の場所(ルーラルエリア)**に接続事業者の要望に基づき新たに個別設備区間の光ファイバ設備を設置して接続するもの(特定光信号端末回線)であり、**個別設備区間**と、**既設設備区間**(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の**局内設備**(局内ダークファイバ)を**組み合わせて提供**されるもの(局内設備については、接続事業者自らの設備を利用することも可能。)
- ビル屋上と同様、**局内設備、既設設備区間については既存の接続料**(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ)を適用し、**個別設備区間については、接続事業者による個別の費用負担として、網改造料の算定式により算定**(共用のルールは後述。)
- ※ 卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定されている(「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている。)
- 個別設備区間の網改造料の**算定に用いる比率は、ルーラルエリアもビル屋上と同様。**

## ■ 概要図



	局内ダークファイバ※1 【既存接続料】	加入ダークファイバ (シングルスター方式)※1、※2 【既存接続料】	特定光信号端末回線 【新規接続料】
接続料	NTT東日本:363円 NTT西日本:317円	NTT東日本:2,248円 NTT西日本:2,312円	網改造料として算定 (設備管理運営費+他人資本費用+自己資本費用 +調整額+利益対応税)×(1+貸倒率)

※1 令和3年6月2日に認可された令和3年度適用接続料を記載。

※2 タイプ2(保守対応時間が限定されていないもの)の料金。また、施設設置負担加算料(NTT東日本:161円、NTT西日本:143円)、回線管理運営費(NTT東日本:35円、NTT西日本:55円)を含む。



# 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に関するその他の料金等

- 特定光信号端末回線の接続に関するその他の料金については、下表のとおりで、**認可済のビル屋上と同様**。
- **特定光信号端末回線管理機能**については、接続の申込みの受付を行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の**接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能(接続専用線)の回線管理運営費単金を準用して設定。実績を把握し次第、実績料金で遡及精算**を実施予定。
- なお、**接続拒否事由については**、「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」や「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」に該当する可能性はビル屋上に比べて高くなるものの、**既に接続約款に規定されている接続拒否事由に新たな類型を追加するものではないことから、接続拒否事由に関する接続約款の規定の追加・変更は行わない**。

項目	概要	料金
① 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	N T T 東日本 : 339円 N T T 西日本 : 558円
② 既設基盤設備の利用料	既設の管路・電柱を利用する場合の負担額	既存の管路・電柱を利用する場合の負担額を準用
③ 撤去に係る負担額	特定光信号端末回線の撤去に係る負担額	網改造料における利用中止費を適用
④ 特定光信号端末回線に係る情報調査費	概算提供可能時期・概算料金に係る調査実費	作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)

# (参考)フレキシブルファイバのルーラルエリアに係る卸料金と今回の申請接続料の比較

赤枠内は委員限り

- NTT東日本・西日本から、これまでの卸電気通信役務によるフレキシブルファイバの提供実績を踏まえ、仮に光ファイバを1芯、既存の電柱を1本利用し、創設費120万円として、ルーラルエリアのフレキシブルファイバを利用する場合の**卸料金と特定光信号端末回線の接続料等の料金を比較**した場合の試算が示された。
- これによれば、**NTT東日本・西日本ともに、ルーラルエリアにフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、本申請の料金の方が3割程度低廉**になる見込み。

	NTT東日本			NTT西日本		
	卸料金	接続料	差分	卸料金	接続料	差分
計 (①+②+③) (円/月)		15,678			15,836	
①既設設備区間		2,611			2,629	
局内区間		363			317	
加入区間		2,248			2,312	
②個別設備区間		12,728			12,649	
設備管理運営費		12,600			12,500	
保守費相当 (④×⑤)※1		2,600			2,500	
減価償却費相当※2		10,000			10,000	
報酬		64			89	
基盤設備利用料		64			60	
③フレキシブルファイバ回線管理運営費		339			558	

(参考)

④創設費 (円)※3		1,200,000			1,200,000	
⑤年経費比率		2.6%			2.5%	

※1 卸料金には個別設備区間に係る共通費用・追加費用を含む。

※2 卸料金は創設費を一括負担しているものを、減価償却費相当見合い(法定耐用年数10年)として算定。

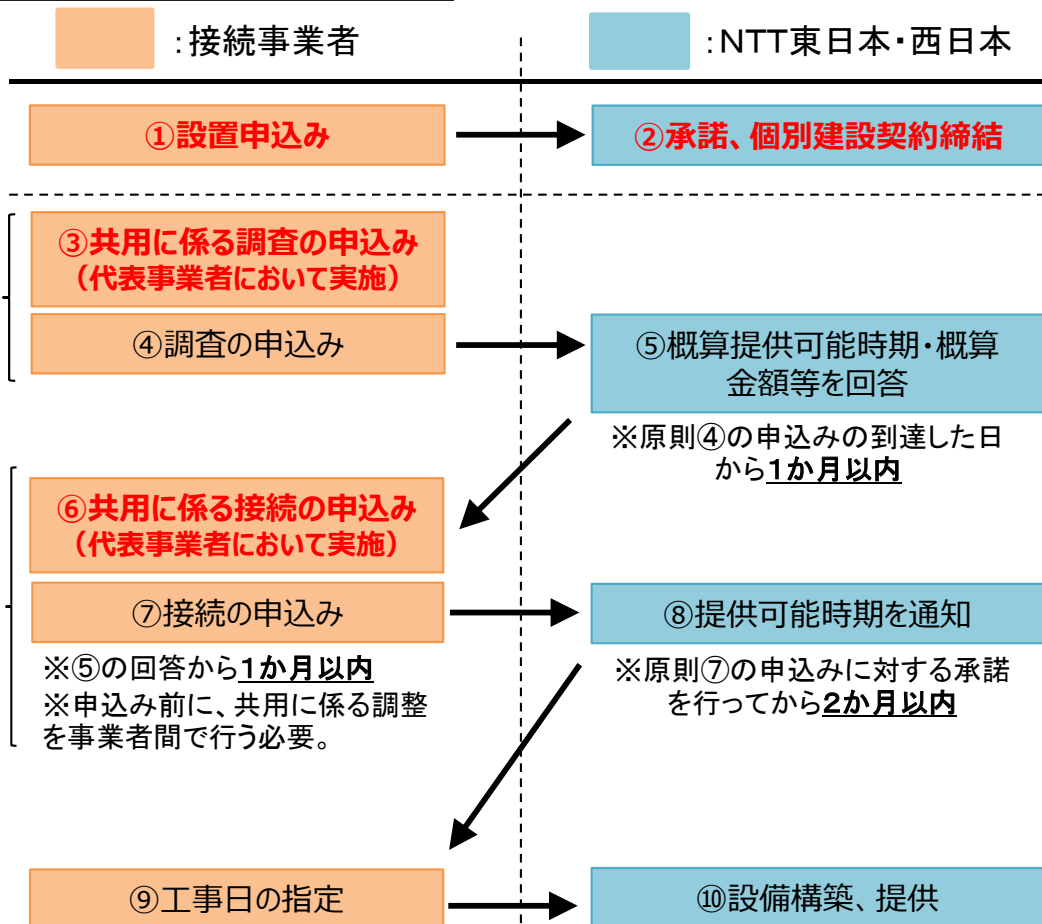
※3 モデルケースとして試算したものであり、実際は案件ごとに利用芯線数や個別設備区間の創設費等が異なる。なお、ルーラルエリアのサンプルデータ(2020年8月~10月の全件)の平均創設費は約120万円であり、また既存電柱の利用本数、芯線数とも今回の試算と近似した値となっている旨NTT東日本・西日本から説明があったもの。

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
- 2. 事業者間の共用に係る手続等**
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. その他の約款変更事項

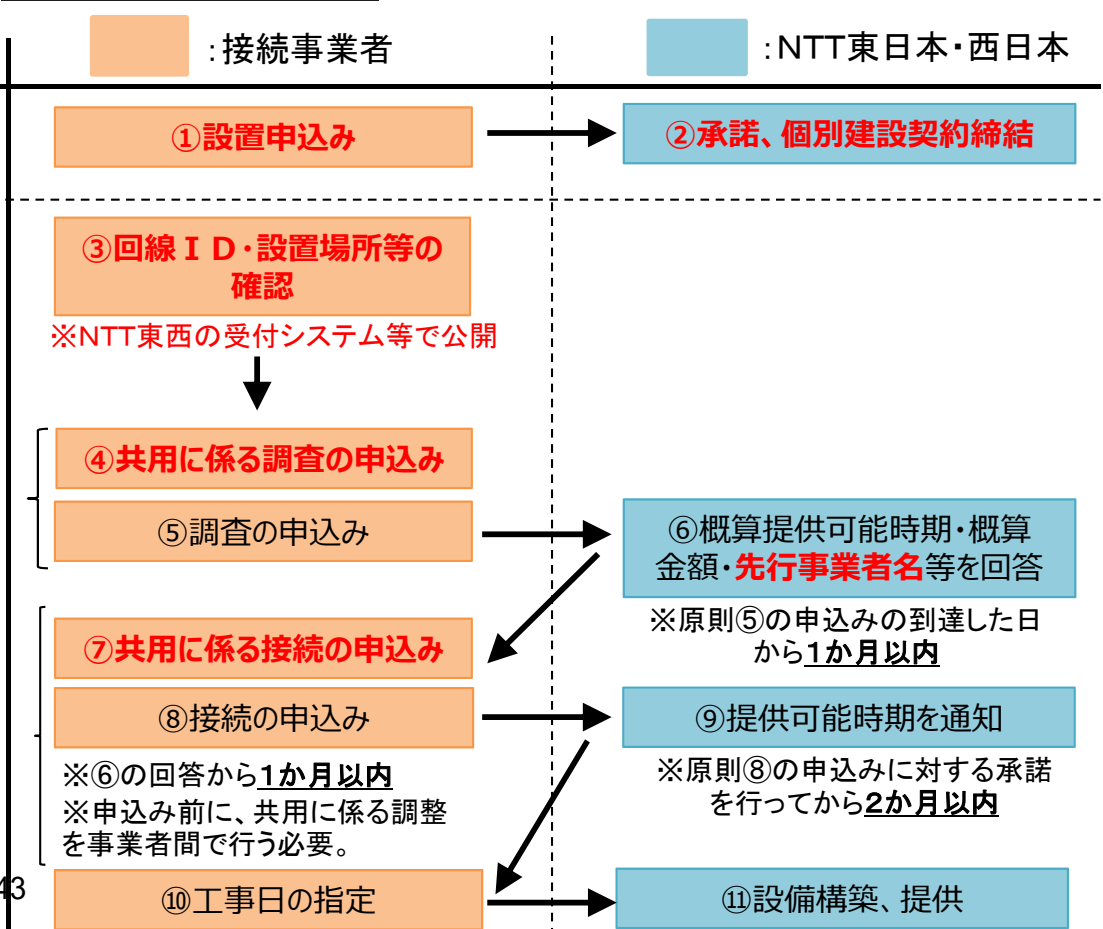
- 事業者間の共用については、**全事業者が共用可能**とし、**ケーブル内の芯線に空きがあれば**、ケーブルの分岐箇所が1か所を超えない前提で、**共用を承諾**(共用を行わない場合に比して著しく不経済となる場合等を除く。)
- また、特定光信号端末回線の**共用に係る手続**を、認可済の**ビル屋上の手続フロー**をベースとしつつ、**下図のフロー**を前提として、**接続約款上の規定を追加的に整備**。
- 概算金額や提供可能時期等の**回答に要する期間**については、原則はビル屋上と同様としつつも、**ルーラルエリア等へ提供するために規模の大きな工事が必要となる場合等においては、当該期間を超過することがある旨を規定**。

## ■ 接続申込み等のフロー (赤字部分が約款追記事項)

### (1) 新規開通時における共用



### (2) 開通後の事後共用



## 事後共用における設備の特定について

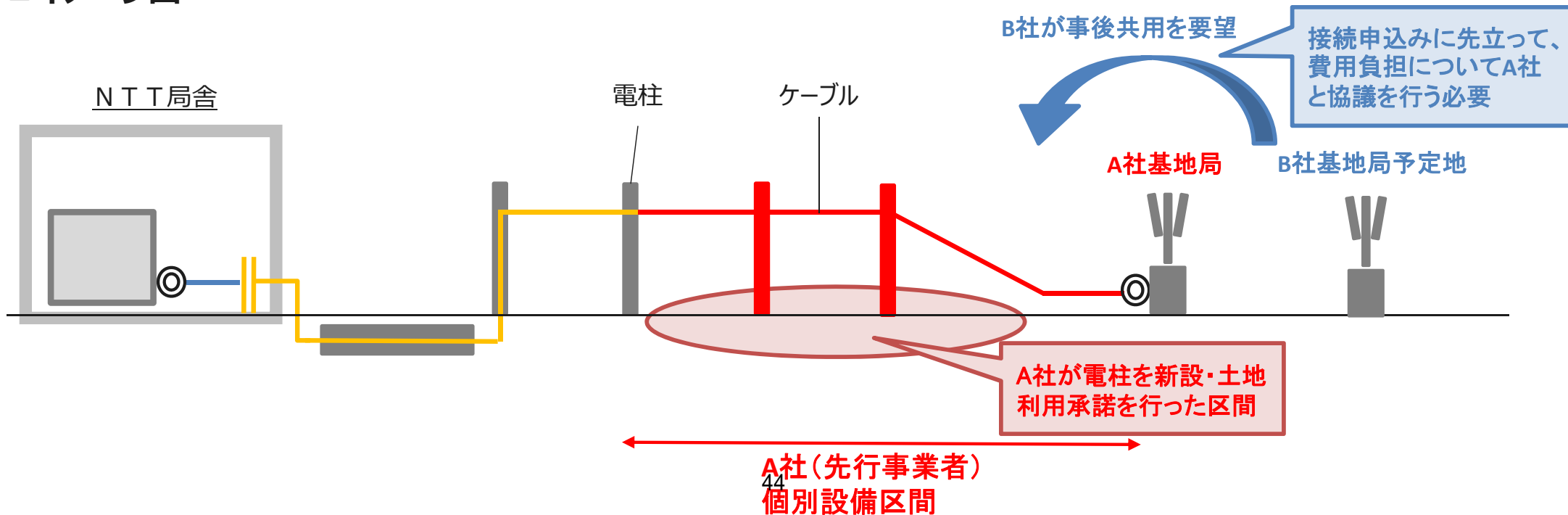
- 既設の特定光信号端末回線については、その回線を収容する光ケーブルの敷設にあたって、その回線の利用事業者（以下「先行事業者」という。）が電柱・管路の新設や、土地の利用許可申請等を行っている場合があるため、当該回線について事後共用を要望する事業者は、その費用の扱いについて先行事業者と協議を行った上で、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う必要がある。
- このため、事後共用を要望する事業者は、共用に係る調査の申込み在先立って、自社が敷設を予定している設置場所の近傍の特定光信号端末回線の有無を把握する必要があることから、
  - ①NTT東日本・西日本の受付システム等において既設の特定光信号端末回線の「通番（回線ID）」「収容局」「設置場所住所（町丁目）」を開示。

その後、当該事業者から調査の申込みがあった場合には、

  - ②NTT東日本・西日本から、概算提供可能時期・概算金額の回答に合わせて、先行事業者名を回答。

当該事業者はその先行事業者と協議の上、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う。
- この手続フローを実現するため、接続約款において、①②が守秘義務の例外である旨を新たに規定。

### ■イメージ図



1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
- 3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用**
4. その他の約款変更事項

- 卸電気通信役務(以下「卸」という。)として既に提供されている又は申込済みのフレキシブルファイバについて、接続メニューへ移行する際の手続や費用を以下のとおり規定。

項目	詳細						
① 移行の対象となる回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東日本・西日本が別途定める<b>期限</b>(現時点では2021年12月頃を予定)までに<b>移行の希望があったもの</b>。</li> <li>・一つのケーブルに収容されている、卸として提供されている回線が全て指定されている場合(同一収容ケーブル内に、卸として提供される回線と、接続として提供される回線が混在することを避ける目的)。</li> </ul>						
② 移行に係る費用	<p>NTT東日本・西日本が接続料研究会等において示した方針(本資料のスライド4を参照)に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>原則として、移行に係る費用はNTT東日本・西日本において負担。</b></li> <li>・ただし、<b>令和3年3月末までに卸として申し込まれた回線については、一部費用(※1)は各事業者側で負担。</b>具体的な金額(下表(1)及び(2)①)については下表の算定式に基づき、今後NTT東日本・西日本が算定(現時点では2022年3月頃を予定)。</li> </ul> <p>(※1)表:接続事業者側で負担する費用について</p> <table border="1" data-bbox="389 783 2181 1270"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 783 853 852">内容</th> <th data-bbox="853 783 2181 852">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 852 853 983">(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用</td> <td data-bbox="853 852 2181 983">当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 983 853 1270">(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合</td> <td data-bbox="853 983 2181 1270">料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	内容	料金	(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用	当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額	(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合	料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額
内容	料金						
(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用	当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額						
(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合	料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額						
③ 創設費や取得固定資産価額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>卸において創設費を支払った設備については、接続への移行後も、創設費は支払済みとして設備管理運営費を算定(※2)。</b></li> <li>・また、設備管理運営費の算出に当たって、開通から一定期間以上を経過している等により、NTT東日本・西日本において取得固定資産価額を把握できない場合には、卸の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、事業者と協議の上取得固定資産価額を決定。</li> </ul> <p>(※2)網改造料の算出における「設備管理運営費」について、「法定耐用経過後においても更改していない」とみなし、「当該設備の取得固定資産価額」×「類似設備の設備管理運営比率」のみで算定。</p>						

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. **その他の約款変更事項**



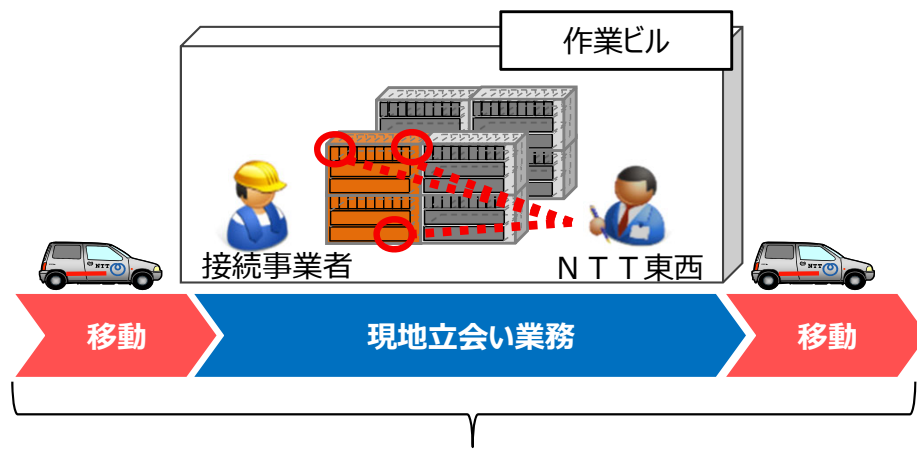
## 1. 自前工事における立会いの遠隔化について

- コロケーション設備の設置に際して、**接続事業者がNTT東日本・西日本の局舎内において自前工事を行う際**、誤挿入・誤抜去等の事故を未然に防ぐ観点から、**NTT東日本・西日本による立会いを必要**としている。
  - 現在は、NTT東日本・西日本の作業員が現地に赴いて立ち会っているところ、より柔軟にNTT東日本・西日本側の稼働を確保可能にする観点から、**2022年1月を目途に、接続事業者が希望する場合には**、工事实施場所に設置したカメラを通じて遠隔拠点から確認を行うことで、現地での立会いに代えること(以下「**遠隔立会い**」という。) **を選択できるようにする予定**であり、このための接続約款の規定の整備を行う。
  - なお、遠隔立会いを行う場合、NTT東日本・西日本側の移動時間が不要となる一方で、接続事業者側において、必要な機材(カメラ等)の設置・遠隔拠点との通信確認に係る作業が生じるところ、接続事業者での作業習熟により作業時間が変動することが想定されるため、**当面の間、遠隔立会いに係る手続費は実費として規定**。
2. その他、**イーサネットフレーム伝送機能及び端末回線伝送機能を用いたNTT東日本・西日本利用部門が提供するサービスについて**、2022年1月より**400Gbpsでの伝送を開始することに伴う接続約款**(料金表・技術的条件) **の変更**も予定。料金表では、端末回線伝送機能について、400Gbpsでの伝送も既存(2~100Gbps)の料金を適用できるようにするための規定整備を行う。

### ■ 1. 遠隔立会いの概要

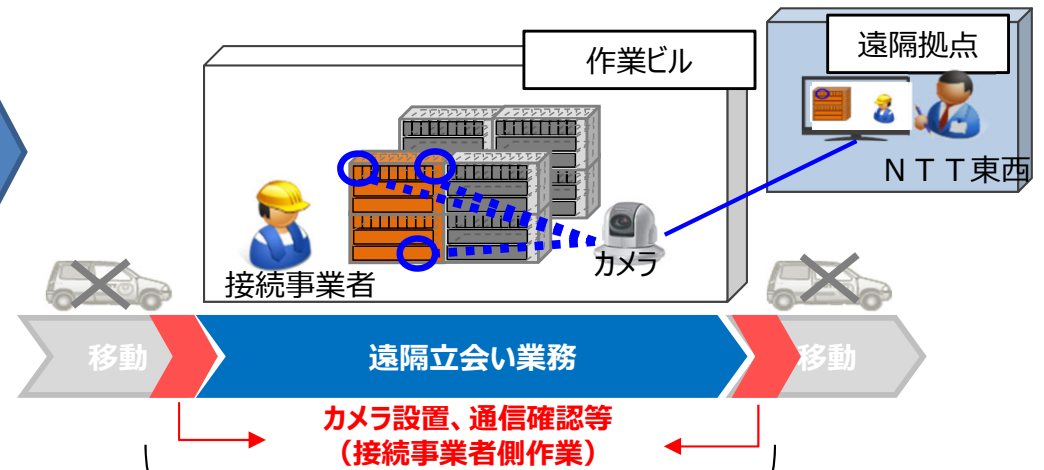
接続事業者は、現地での立会い又は遠隔立会いを選択可能。

#### 現行の運用 [現地立会い]



手続費は、「立会いに要する時間」×「作業単金」をベースに、既に単金化済み

#### 今後追加する運用 [遠隔立会い]



48

手続費は、「立会いに要する時間」×「作業単金」をベースに、当面の間実費として規定

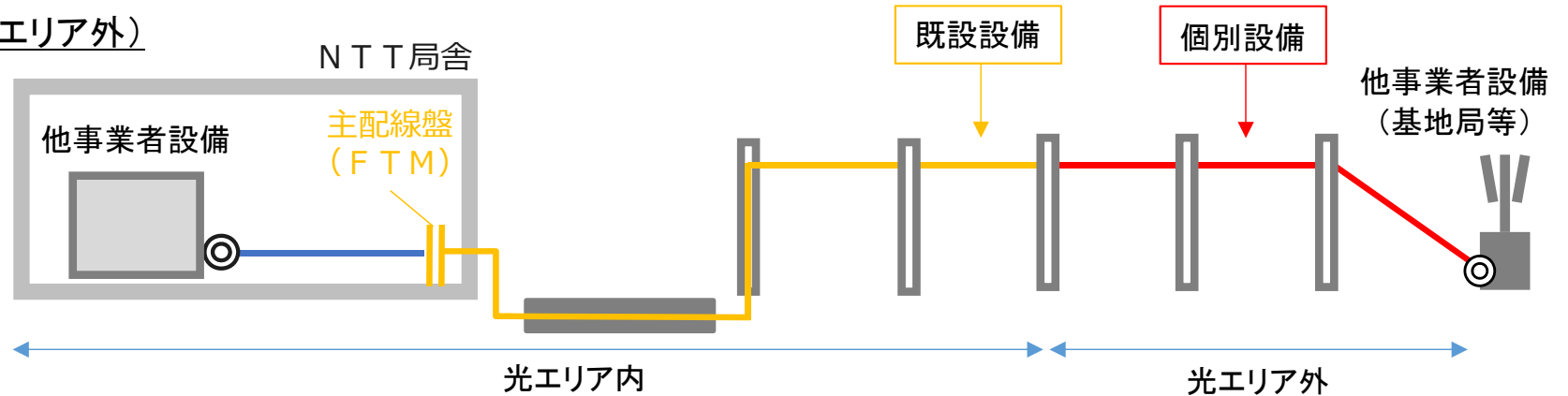
**(参考資料)**

## (参考)フレキシブルファイバの概要

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。
- これらの**料金体系は同じ**であり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

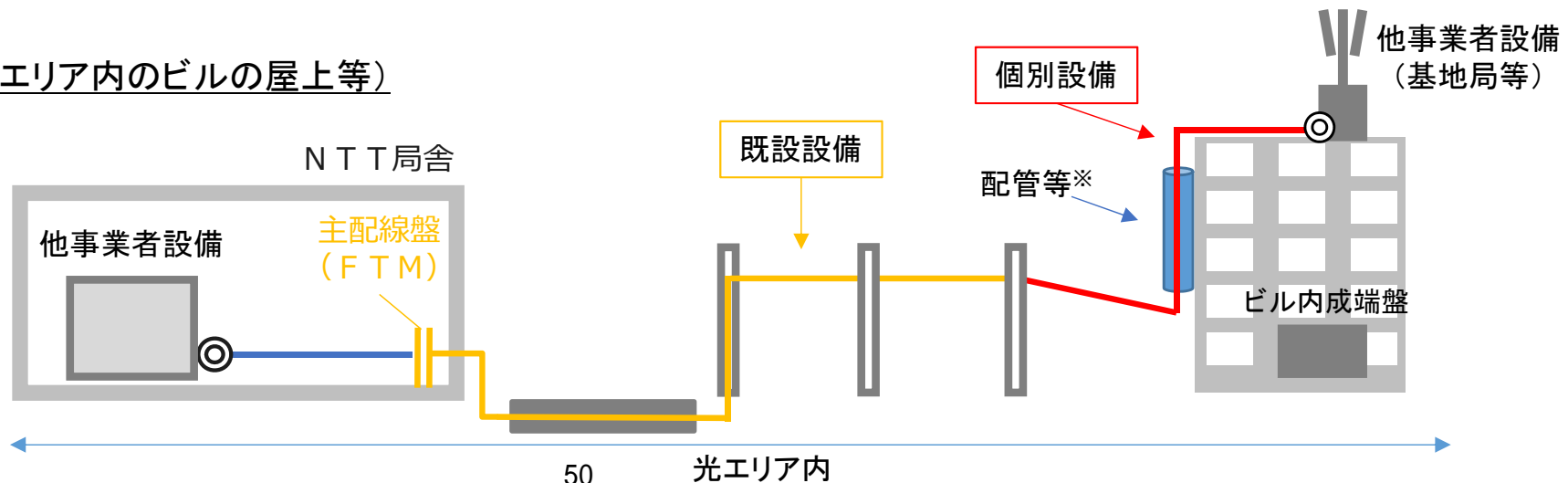
### フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



### フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

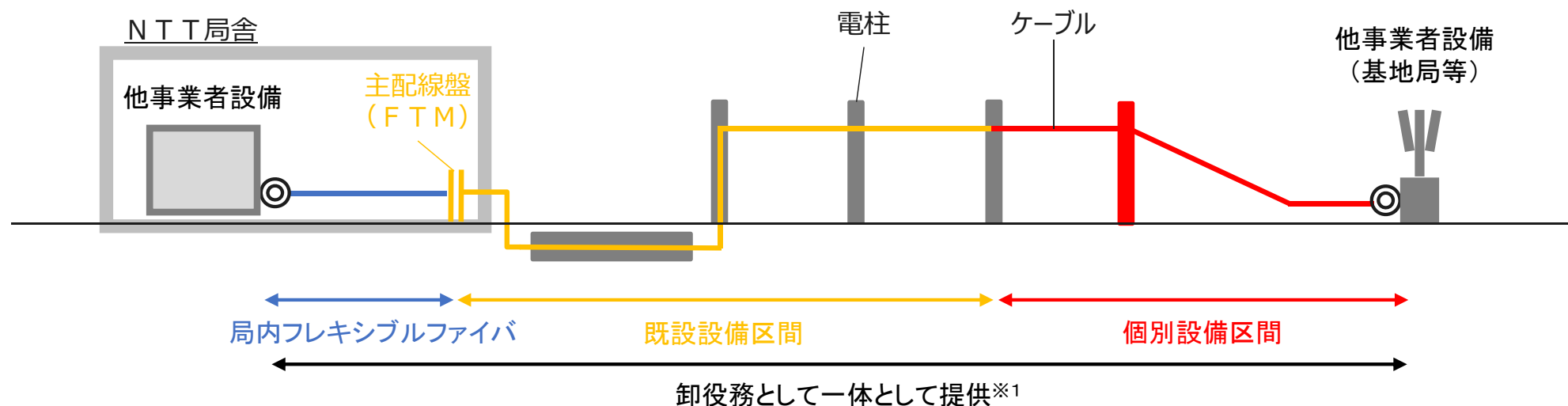
NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。



※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせる利用はされていない。

## フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2019年度)	局内フレキシブルファイバ	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

※1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。

※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。

※3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:1,244円、NTT西日本:2,361円。

※4 報酬等を含む。

## (参考)フレキシブルファイバの提供回線数の推移

赤枠内は委員限り

19

○ 2020年12月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は  と増加傾向。

○ フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、  
[ ]  
[ ] している。

# 審査結果

(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	適	本件による技術的条件の変更は、端末回線伝送機能の増速に伴い第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチに係る規定を改定するものであり、本件による変更後も技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、機能ごとの接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	適	東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東日本・西日本」という。）とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ）	適	<p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号に係る事項】 他事業者が接続の請求を行い、当該請求への回答を受ける手続及び接続協定の締結の手続等が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 2 及び第 1 号の 3 に係る事項】 変更事項なし</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号に係る事項】 他事業者が接続に必要な装置を設置する工事又は保守を行う場合の手続について、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号に係る事項】 変更事項なし</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号に係る事項】</p>

		<p>他事業者が負担すべき手数料等について、接続料規則第3章から第5章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第23条の4第2項第5号から第12号までに係る事項】 変更事項なし</p>
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	<p>本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第3章から第6章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。</p>
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	<p>自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。</p>
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>



接続約款変更認可申請書

東相制第 21-00043 号  
2021 年 9 月 16 日

総務大臣  
武田 良太 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう  
代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限り、）以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

(9) 特定光信号端末回線で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の特定光信号端末回線等

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置  
随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する特定光信号端末回線

随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者(特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。)は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線

との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせる光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(9) (略)

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い  
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

線との接続の申込み（特定光信号端末回線が收容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が收容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせる光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が收容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合（共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに收容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。）を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別な事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(9) (略)

(10) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、收容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の協定事業者名を回答する場合

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときを含みます）。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い  
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	—	—
(9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	—	—
	ウ 2Gbit/s から 100Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	(略)	—	—

2-1-1 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)	—	—	—	—
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1 回線ごとに	339円	—

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うことを含みます。）を要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	—	—
(9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	—	—
	ウ 2Gbit/s から 400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	(略)	—	—

2-1-1 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)	—	—	—	—
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1 回線ごとに月額	339円	—

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(9) (略)	(略)	—	—	—
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごとに	第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。)	—
	イ～エ (略)	—	—	—

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(9) (略)	(略)	—	—	—
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごとに	第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。)	—
	イ～エ (略)	—	—	—

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(13) (略)	(略)	—

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(13) (略)	(略)	—
(14) 遠隔立会費	1件ごとに	—

第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合において、遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときに要する費用

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第68条（手続費の支払義務）第1項第13号、第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）については、当社の準備が整い次第実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線（卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。）を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに収容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。

3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します（ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。）。

	区分	単位	料金額	備考
卸電気通信 役務契約に 基づく提供 から協定に 基づく提供 に取り扱い を変更する ために必要 な手続費	ア 当社の回線管理に係るシステムへの登録に要する費用	1回線ごとに	当該システムへの登録のために必要となる費用（システムの開発及び登録に係る費用（外注費、物品費、人件費等の費用をもとに当社が算定します。））を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額	
	イ ア以外に変更に係る対応に伴い作業を行う場合に要する費用	1回線ごとに	料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額	

4 当社は、第2項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。

旧	新
<p>技術的条件集別表 38</p> <p><b>【参照規格一覧】</b> (略)</p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p>	<p>技術的条件集別表 38</p> <p><b>【参照規格一覧】</b> (略)</p> <p>[9] <u>IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength</u></p> <p>[10] <u>“Multiprotocol Extensions for BGP-4”, IETF RFC4760, Jan 2007.</u></p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4、<u>400GBASE-FR4/LR8</u>に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p> <p><u>2.1.4 インタフェース条件（400Gbit/s 品目）</u> 光コネクタは、JIS C 5964-20規格のLCコネクタを使用する。光ケーブル</p>



2. 2 レイヤ2  
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

(以下、略)

は、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。  
詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 122 章、151 章を参照のこと。

2. 2 レイヤ2  
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v 4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

IETF RFC4760 準拠

(以下、略)

接続約款変更認可申請書

西設相制第 000126 号  
2021 年 9 月 16 日

総務大臣  
武田 良太 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限り、）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限り、）以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(8) (略)

(9) 特定光信号端末回線で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の特定光信号端末回線等

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置  
随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する特定光信号端末回線

随時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者(特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。)は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回

との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(10) (略)

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い  
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

線との接続の申込み（特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込み在先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合（共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに収容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。）を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

## 第6章 責務

### 第1節 責務

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(10) (略)

(11) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の協定事業者名を回答する場合

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会ったときを含みます）。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い  
（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（そ接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	_____	_____
(9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	_____	_____
	ウ 2Gbit/s から 100Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	(略)	_____	_____

2-1-1 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(26) (略)	_____	_____	_____	_____
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1 回線ごとに	558円	_____

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

第 95 条の 3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うことを含みます。）を要します。

(1)～(7) (略)

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	_____	_____
(9) 端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	_____	_____
	ウ 2Gbit/s から 400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	(略)	_____	_____

2-1-1 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(26) (略)	_____	_____	_____	_____
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1 回線ごとに月額	558円	_____

第 2 表 工事費及び手続費

第 2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(9) (略)		—	—	—
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごとに	第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。)	—
イ～エ (略)		—	—	—

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(9) (略)		—	—	—
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごとに	第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。)	—
イ～エ (略)		—	—	—

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(13) (略)	(略)	—

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(13) (略)	(略)	—
(14) 遠隔立会費	1件ごとに	—

第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合において、遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときに要する費用

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第68条（手続費の支払義務）第1項第13号、第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）については、当社の準備が整い次第実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線（卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。）を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに収容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。

3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します（ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。）。

	区分	単位	料金額	備考
卸電気通信 役務契約に 基づく提供 から協定に 基づく提供 に取り扱い を変更する ために必要 な手続費	ア 当社の回線管理に係るシステムへの登録に要する費用	1回線ごとに	当該システムへの登録のために必要となる費用（システムの開発及び登録に係る費用（外注費、物品費、人件費等の費用をもとに当社が算定します。）を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額	
	イ ア以外に変更に係る対応に伴い作業を行う場合に要する費用	1回線ごとに	料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額	

4 当社は、第2項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。



旧	新
<p>技術的条件集別表 38</p> <p><b>【参照規格一覧】</b> (略)</p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p>	<p>技術的条件集別表 38</p> <p><b>【参照規格一覧】</b> (略)</p> <p>[9] <u>IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength</u></p> <p>[10] <u>“Multiprotocol Extensions for BGP-4”, IETF RFC4760, Jan 2007.</u></p> <p>(略)</p> <p>2. インタフェース仕様</p> <p>2.1 レイヤ1</p> <p>物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4、<u>400GBASE-FR4/LR8</u>に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。</p> <p>2.1.1 インタフェース条件（10Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.2 インタフェース条件（1Gbit/s 品目） (略)</p> <p>2.1.3 インタフェース条件（100Gbit/s 品目） (略)</p> <p><u>2.1.4 インタフェース条件（400Gbit/s 品目）</u> 光コネクタは、JIS C 5964-20規格のLCコネクタを使用する。光ケーブル</p>

2. 2 レイヤ2  
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

(以下、略)

は、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。  
詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 122 章、151 章を参照のこと。

2. 2 レイヤ2  
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I P v4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 I C M P

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

IETF RFC4760 準拠

(以下、略)